

(様式 3)

	契約係用
	業者渡し用

令和5年度
業務委託仕様書

委託業務一覧表 通年業務委託番号_____

名称 金庫廃棄業務

特定の場合

その業者名_____

要求課 高速電車部運輸課

(外線 011-232-1776)

担当者 中村保司 (内線 5721)

仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局南北線乗務係から排出される産業廃棄物の処理（収集・運搬・処分）の業務に適用する。

2 契約期間

契約日から令和5年11月30日まで。

なお作業日は事前に委託者と打合せの上、委託者の指示に従い実施することとする。

3 品名、内容物及び数量

品名	内容物	数量
金属くず	耐火金庫 メーカー TIGER金庫、両開きドア 型番A5065、昭和49年2月製造 幅88cm×奥行64cm×高さ192cm	1台

重量は不明、必要に応じ現地確認は可能

4 業務内容

受託者は、委託者からの連絡に応じ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、上記産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う。

現地で排出する廃棄物の内容は3のとおりとし、現地に残置されている産業廃棄物を地上まで搬出し、処理場まで運搬するものとする。また、処理場にて処分を行う。

なお、処分にあたり必要となる経費については、受注者が負担するものとする。

また、業務完了後、業務完了届及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発注者に提出するものとする。

5 収集場所

札幌市交通局高速電車部運輸課南北線乗務係 札幌市中央区大通西2丁目
(地下鉄東豊線大通駅構内地下1F)

31番出入口のエレベーター（開口部幅1.0m高さ2.1m）使用可能。17人乗り最大積載荷重1,150kg

6 収集時間

22時00分から23時30分まで

解体等の時間を要する場合は委託者と協議すること。

7 支払方法

本業務には、処分量に関わらず必要となる運搬用車両の手配等を含んでいることから、単価契約ではなく、総額による契約を締結する。なお、金額については、発注者の検査が合格し、受託者による請求の後に支払うものとする。

8 損害の賠償

受託者の故意または過失により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、作業を従事する者に札幌市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

11 疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

12 その他

- (1) 排出場所（地下）から収集車への積み込みは受託者が行うものとする。
- (2) 廃棄物の収集にあたり、周辺等に廃棄物を散乱させた場合には、これを整理・清掃すること。また受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等については一切受託者の責任において処理すること。

13 担当課連絡先

札幌市交通局高速電車部運輸課 中村

住所：札幌市中央区大通西2丁目（地下鉄大通駅構内）

電話：011-232-1776

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP RO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的 方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局